

広報・情報誌 精華町民生児童委員協議会

精華のいぶき

第13号 2019年5月



民生児童委員のマーク

事務局：〒619-0243 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字砂留22番地1（精華町地域福祉センターかしのき苑内）
TEL.0774-94-5200 FAX.0774-93-2278
URL <http://www.minsei-seika-kyoto.jp/> E-mail minkyos@town.seika.lg.jp



JR下狛駅前での啓発活動

毎年5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。これは、大正6（1917）年5月12日に民生委員制度の源である濟世顧問制度を定めた岡山県濟世顧問制度規程が公布されたことに由来するものです。
この日から1週間（5月12日から18日）を「活動強化週間」と定めています。



せいかガーデンシティ入口付近での啓発活動

全国民生委員児童委員連合会では、民生委員・児童委員について、より多くの方々に知ってもらおうと、また民生委員・児童委員の意識を高めることを目的としています。
精華町民生児童委員協議会では、この活動強化週間に町内の商業施設や駅前などで街頭啓発をしています。

5月12日は
「民生委員・児童委員の日」
活動強化週間5月12日から18日

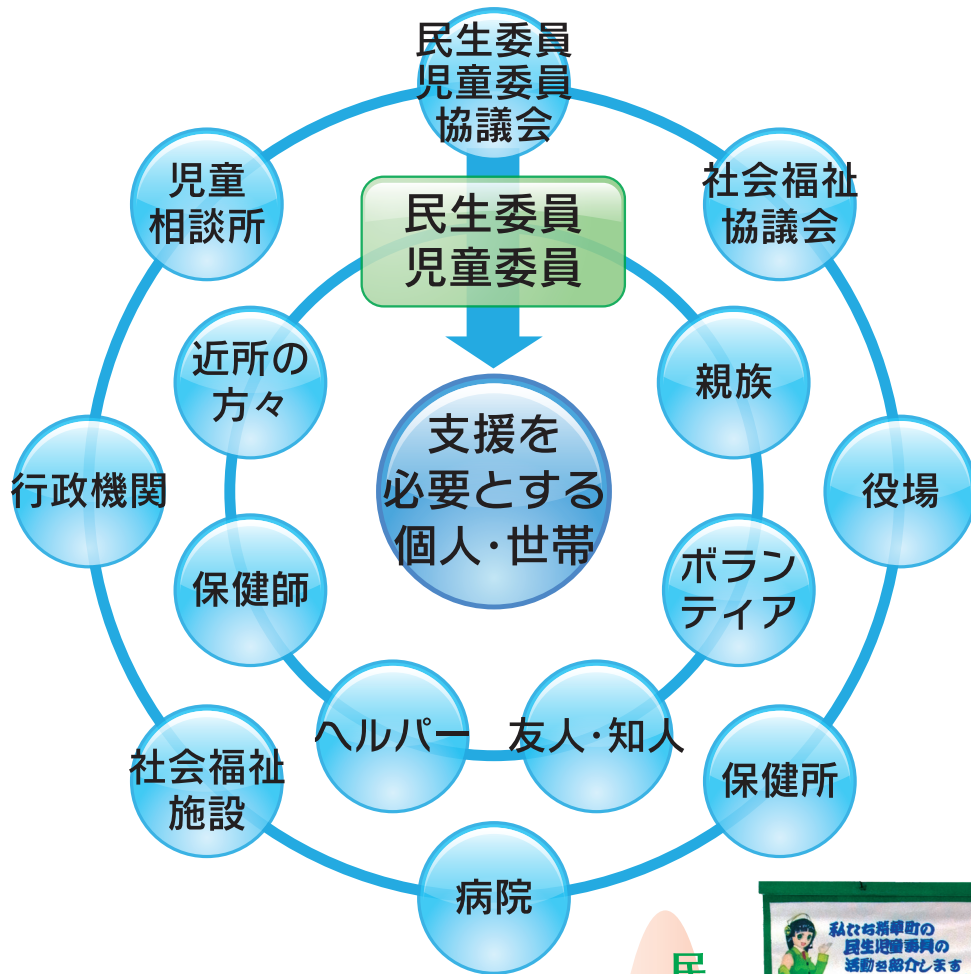


民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。（民生委員法 第一条より）



近鉄山田川駅前での啓発活動

～地域福祉を支える人々や各種団体・機関～



民生委員・児童委員は
何をしている人

民生委員・児童委員は
地域における相談・支援のボランティアです



日本には、住民に委託して地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度があります。

は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動しています。

活動の目的

民生委員・児童委員の制度はその源と言われる濟世顧問制度より100年という長い歴史を持つ制度であり、地域に根ざした福祉活動を展開し、温かな地域づくりをめざしています。

民生委員・児童委員

民生委員・児童委員協議会では、「社会奉仕の精神をもって住民からの相談に応じたり、住民が尊厳をもってその人らしい自立した生活ができるように支援を行うこと」によって、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会づくりをめざします。

令和元年度 事業計画について

○活動方針○

本町民生児童委員は、「社会奉仕の精神」を活動の原則としながら、行政の協力機関としての役割を果たし、自主活動を展開しつつ、一貫して地域福祉の推進役として活動してきました。また、常に人の持つ温かさや奉仕の光を地域に届け、それぞれの時代で福祉活動に取り組んでおります。

本町民生児童委員協議会では、社会の課題と向き合い、地域の福祉の要としてたゆまぬ努力を重ね、福祉の向上と発展のために努めてまいりました。

今日、少子化による人口減少や超高齢社会が進展し、家族の在り方などが大きく変化しています。その中で、核家族や地域の絆が希薄化しており、経済的な困窮や社会的孤立、虐待、悪質商法被害など、様々な課題が顕在化し、ますます深刻化しています。また、地震や水害等の自然災害も相次いでいます。

このような状況にあつて、様々な課題を抱える方々を支え、地域の課

題を解決するためには、地域の住民が自ら積極的に参加し、いろいろなふれあいの機会を通じてつくられる住民同士のつながりや、信頼関係を積み重ねていくとともに、地域の力を高め、分野を超えて支援の在り方を考え、共に支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、地域・環境づくりへの取り組みを進めていかなければなりません。

また、すべての民生委員が児童委員であることを意識し、こどもにとって「身近なおとな」となり、子育てを地域で支えていかなければなりません。

そのためには、各小学校区部会を単位とした研修、情報の共有、困難事例検討の機能をさらに充実させ、本町民生児童委員協議会として主体的な機能の確立を図ります。加えて、各小学校区部会間の情報交換等の場を設けることで、より一層の機能強化を継続してまいります。

また、平常時から、災害時に自力避難が難しい方への支援体制を強化し、「近所（きんじょ）」が「近助（きんじょ）」の機能を高めることに努めます。

さらに、基本的人権について理解を深め、個人情報取り扱いなど、常に活動を見直し、「常に住民の立

場に立つ」という法の精神を基とし、活動の新たな推進・発展に努めます。

なお、令和元（2019）年度は

民生児童委員一斉改選の年でもあり、これまでの委員活動の振り返りや適切な引継ぎを行っていくことが重要となってきます。

民生委員・児童委員とは

- 「民生委員」は民生委員法によって設置が定められ、「児童委員」は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中に、児童虐待やいじめなど複雑・多様化する児童問題を専門に担当する「主任児童委員」が、設置されています。
- 民生委員・児童委員は、その地域に住み、地域の実情に明るく、社会奉仕の精神をもった人が、民生委員推薦会により推薦され、厚生労働大臣により委嘱されます。任期は3年間で、今年が改選の年になっており、現在の民生委員・児童委員は、11月30日で任期満了となります。なお、再任は妨げません。

ひとりで悩まずに



相談してくださいね!!

♥生活の不安 ♥子育てのこと

♥介護のこと

♥証明書の発行のこと

- ・母子家庭、父子家庭であることの証明
- ・自営業の証明
- ・無職の証明 など



※行政で発行できるものや民間保険や訴訟にかかわる証明の発行は、民生児童委員ではできません。

開催日
毎月第3水曜日 場所：精華町役場 2階相談室 時間：13時30分から15時まで
令和元年 (2019)
5月15日
6月19日
7月17日
8月21日
9月18日
10月16日
11月20日
12月18日
令和2年 (2020)
1月15日
2月19日
3月18日

あんしん相談開催

○民生児童委員は、皆さんの悩みや困っていることを相談できる地域の身近な相談員です。

○どんな困りごとでも、お気軽にご相談ください。
○事前予約は不要です。

○精華町民生児童委員協議会では、毎月第3水曜日の13時30分から15時まで、精華町役場2階相談室で『あんしん相談』を行っています。

子育て支援活動 出前ペープサートのご案内

民生児童委員は、町内各地区の育児サークルに出向き、ペープサート、エプロンシアター、手遊びなどを通して、子育て真っ最中のご家族やお子さんたちと楽しくふれあいを持ちたいと考え、「子育て支援活動」を実施しています。

ぜひ、お声をおかけください。

※ご依頼は、希望される日の概ね3か月前までをお願いします。



◆問い合わせ先

精華町民生児童委員協議会 事務局（精華町地域福祉センターかしのき苑）

TEL：0774-94-5200 FAX：0774-93-2278 E-mail：minkyos@town.seika.lg.jp